

記入例

新型コロナウイルス感染症経過報告書

保護者等記入

〇〇〇

幼稚園

保育園・認定こども園・小規模保育事業所 氏名：

富士 花子

新型コロナウイルス感染症に感染していることを診断されました。(検査キットでの判定も含む)

発症日	令和▲年 5月 8日 (発症0日目)
診断(判定)日	令和▲年 5月 9日

学校保健安全法施行規則第19条第2号新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は『発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで』とされています。解熱しない、咳や鼻水の症状が軽快しない、食欲低下、元気がないなど気になる症状等がある場合や、登園可能か判断に迷う場合は、かかりつけ医にご相談ください。

平熱

36.6 ~ 36.9℃

体温記録表 体温を測定して記入し、折れ線グラフを作ってください。

発症日	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目									
月日	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13												
症状	熱、咽頭痛	熱、咽頭痛	熱、ひどい咳	ひどい咳	咳													
	朝 夕	朝 夕	朝 夕	朝 夕	朝 夕	朝 夕	朝 夕	朝 夕	朝 夕									
体温℃	38.9 ℃	38.5 ℃	39.0 ℃	38.3 ℃	38.0 ℃	36.8 ℃	36.8 ℃	36.7 ℃	36.6 ℃	36.6 ℃	36.8 ℃	36.6 ℃						

午前・午後で体温測定

この日までは必ずお休みとなります

※発熱していなくても、体温は午前と午後の1日2回測定し、折れ線グラフで表してください。

※発症した日を0日として、そこから5日間(計6日間)は登園できません。

5日を過ぎていても症状が軽快しない場合は、軽快した後(軽快した日を0日)、翌日までは登園できません。

登園可能日と保護者氏名・緊急連絡先を記入

令和▲年 5月 14日 (登園可能日)

保護者氏名

登園時緊急連絡先

*園側記入

*園チェック

新型コロナウイルス感染症の発症から再登園までの流れ

富士市保育幼稚園課

感染拡大を防ぐために、以下の事をお願いいたします。

1 新型コロナウイルス感染症症状発症

医療機関を受診又は検査キットで検査



2 新型コロナウイルス感染症と診断（判定）されたら、園に「新型コロナウイルス感染症」で欠席することを連絡してください。

登園基準について園から説明します。

「新型コロナウイルス感染症経過報告書」の記入をお願いいたします。

書式は園より受け取る、または市のウェブサイトよりダウンロードできます。

(医療機関にはありません)



◎新型コロナウイルス感染症経過報告書下段の体温記録表に記録をお願いします。

3 自宅安静

発熱していなくても、健康観察のため、自宅で、発症日からの体温を午前と午後測り、「**体温記録表**」に記入してください。

☆発症日・・・新型コロナウイルス感染症の諸症状が出始めた日。

「発症日0日目」です。



☆登園可能日・・・症状が出た翌日から5日かつ症状が軽快した翌日までは休みです

4 新型コロナウイルス感染症経過報告書を持って登園

登園可能日、保護者氏名、登園時緊急連絡先を記入し、登園してください。



5 登園したら「新型コロナウイルス感染症経過報告書」を提出する

園に「新型コロナウイルス感染症経過報告書」を提出してください。

登園してもまだ具合が悪そうな場合は、園から「登園時緊急連絡先」に連絡をしますので、お迎えをお願いします。